

發生場所	大村友禪工場 岸下寺島村二 五八〇	築包工場 中山寺 岸下寺島村 川町一五一	東縮綯工場 本新區向島中 御所九三
防犯	二三〇	六二	二〇
防犯	二〇	二	四
要求事項	生活困難より トレ請負債 金一割五分 分ノ値上ヲ 要求	請買債銀一 割増ノ要求	一割五分債 銀以上ノ 額ヲ要求
發生日	九月十六日	九月十七日	九月十八日
解決日	九月二十一日	九月廿三日	九月廿五日
結果	職工ハ要求ヲ 撤回シ条件 就テスルコト、 ナリ解決	請買債銀一割 増結スルコト ナリ解決	要求ノ一割ヲ 答レ受ニ工場主 ヨリ返テ、要求 債銀ハ職工ノ債 金四月分ノ五分 ヲ支払ハレ、トレ 尔後六月分ノ五 分ヲ支払ハスルコト ナリ解決
調停	ナシ	ナシ	ナシ
備考	罷業	不至罷業	債主ノ債金 最高 一〇三円 最低 一〇二円 罷業ナシ

發生場所	日産製鋼株式 會社 京橋区日島東 仲通八ノハ	或野セント株 式會社青柳和 所和橋工場 岸下町四ノ十 海新日向和岡
防犯	五二	一七七
防犯	五二	一七七
要求事項	会社ハ事業 不振ノ為近ク 工場閉歇スベ シト云明セリ 一職工等ハ 同業多ク、 並ニ六月半 満ハ給ノ事日 分々月以六一 四月子溜ス等 ニ日分ニ給 付スルコト	債金ノ増額 並ニ条件ノ 為ノ苦勞レ タル時ハ欠 勤スル場合 ハ日給ヲ支 給セラレタキ コト 外ハ条件等 ナシ
發生日	十月三日	十月十四日
解決日	十月八日	十月二十日
結果	会社ハ本年六 月解雇ノ際支 給シタルト全稱 ニスレ外特ニ一 職ニ對シ、五分 ノ分給スルコト ニテ解決	要求ヲ拒絶シ タルニ別ニ坑 夫産務所長 規則及坑夫扶助 規定ヲ制定シ一 職坑夫、待遇等 改善スルコトニ テ解決
調停	ナシ	ナシ
備考	不至罷業	事件ニ関レテ 夫、一名馬場ノ 拒絶ヲ懐キ、 激進ニシテ、 一週間ヲ要ス ル傷害ヲ加ヘ 八王子正當到 三於丁官署 中、 不至罷業